

		ることや、制度の意義を踏まえると、今後も制度を継続し、国の方針に沿った制度運用を行っていくことが適当と考えます。	
	5 西駒郷遊休施設の活用・処分 西駒郷には地域移行により入所者が少なくなったため、利用休止している施設があります。また、職員の多くが通勤可能者であることにより職員宿舎の半分以上が利用されていません。いずれの施設も老朽化が進んでいますので、活用又は処分について検討してください。	平成22年度に予定している「西駒郷基本構想策定委員会」において検討します。	西駒郷地域生活支援センター 障害福祉課
	6 一時保護施設の充実 中央児童相談所の一時保護施設は社会福祉総合センター内にありますが、センターは各種団体が入居しており、また貸室もあり、誰でも出入りできる建物のため一時保護施設に必要なセキュリティ機能が十分ではありません。 また、就学児童の勉強スペースや食堂としてもプレイルームを併用しています。保護児童にとって安心かつ安全な施設改修を検討してください。	中央児童相談所及びその一時保護施設については、平成22年1月臨時会における補正予算により、長野市内にある旧公衆衛生専門学校を改修し移転するための設計を実施することとなりましたが、設計業務の進捗等を勘案しつつ、平成23年度末の移転開所を目指しているところです。 今回の移転改修計画により、施設が単独事務所となり、セキュリティ機能の充実やプライバシーの確保が一層図られ、また、ゆとりある学習スペースや運動スペースも確保されることにより、保護児童に対しより安心で安全な生活環境の提供が可能となります。	中央児童相談所 こども・家庭福祉課
衛生部	1 看護専門学校のあり方 平成16年12月1日付の「県立看護師等学校養成所あり方検討会」報告書では「木曽校についても3年後に3年課程への移行も含めて、見直しを行う。」とされていました。同校については、その後、建物の老朽化の進展に伴う耐震化の必要性や生徒確保の困難さ、カリキュラムの充実の必要性など新たな問題が生じているため、改めてそのあり方を検討してください。	平成19年に以下の理由から当面現行の体制を維持することとされている。 1 3年課程にした場合、周辺の既存の養成校との競合により学生確保に困難が予測される。 2 一方、現行の2年制養成校が中南信地区に木曽看護専門学校1校しかないため、必要性が高い。 なお、本年度、耐震診断を実施したところ建物の強度不足が明らかになったことから、平成22年度より耐震化への対応も含め、学校の今後のあり方について、地元自治体や医療機関を交え、できるだけ早く方向性が出るよう検討を行う。	医療政策課 木曽看護専門学校
	2 食肉衛生検査所の配置 上田食肉衛生検査所は、佐久市と上田市の2か所に検査場があり事務所と検査場所が離れているために検査や職員交替に約1時間を要しています。また、BSE検査については検体を事務所に持ち込む必要があります、結果が出るまでの分余計に時間を要する結果になっています。平成12年3月までは隣接地に上田の食肉処理場がありましたが、それが廃止された以後は現在の場所に事務所をおく必要性はなくなりています。 長野食肉衛生検査所も事務所は長野市内にあり、検査場所は中野市にあります。 県内にある食肉処理場の統合については、かつて検討された経過はありますが、各処理場の経営主体が異なる事情もあって具体的な進展は見られませんでした。統合が進まない現状では、少なくとも効率的な業務執行のため、上田、長野の検査所を食肉処理場の近くに配置する必要があります。獣医師資格のある職員の確保にも困難をきたしている現状からすれば、勤務環境の改善にもつながるので、早急	効率的な検査を実施するためには食肉衛生検査所と、と畜場（食肉処理場）との位置は隣接することが望ましいと考えていますが、食肉衛生検査所の新たな設置や移転には相当の経費が見込まれること、また、今後のと畜場の再編整備が不透明な現状では、上田及び長野食肉衛生検査所の移転は困難と考えます。 食肉衛生検査所職員の負担軽減を図り、BSE検査の検体搬入などを効率的に実施するために、食肉衛生検査所及びと畜場設置者等関係者との協議に努めてまいります。	食品・生活衛生課
		効率的なと畜検査、食鳥検査を実施するには食肉衛生検査所とと畜場、食肉処理場が隣接していることが望ましいと考えますが、食肉衛生検査所の新たな設置	上田食肉衛生検査所

	<p>に検討してください。</p>	<p>や移転等には相当の経費が見込まれます。また今後の県内4箇所のと畜場の再編整備が不透明な現状では上田食肉衛生検査所の移転は困難と考えます。</p> <p>職員の負担軽減を図り、BSE検査の検体搬入などを効率的に実施するため、食肉衛生検査所と畜場設置者等関係者との協議に努めてまいります。</p>	
	<p>と畜場と食肉衛生検査所が隣接することにより移動時間の縮減、BSE検査等精密検査が検体採材後迅速に実施可能であり、効率的な業務並びに職員の負担軽減が考えられます。</p> <p>しかしながら県内の家畜の飼養頭数減少等厳しい状況であり、と畜場の存続は、外部的な事情により大きな変化が考えられます。</p> <p>長野県の畜産の将来を見通した施策のなかで、生産者・と畜場設置者・荷受業者等の関係者によると畜場再編整備について協議するよう努めてまいります。</p>	長野食肉衛生検査所	
環境部	<p>1 流域下水道事業費特別会計の適切な会計運営</p> <p>流域下水道事業費特別会計については財務書類の作成を求めてまいりましたが、「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」により財務書類を作成し、その公表が行われました。</p> <p>財務内容の実態をより正確に説明するため、流域下水道事業に携わる本庁職員や建設事務所等職員の人事費は、一般会計から流域下水道事業費特別会計へ繰り出した上で、当該特別会計から支出することを検討してください。また、管理費の県職員人件費については、引き続き関連市町村へ負担を求めてください。</p> <p>平成20年度決算による市町村への維持管理負担金の返還予定額は6億3百万余円ですが、維持管理負担金の適正な単価設定に努めてください。</p>	<p>流域下水道事業に携わる職員の人事費について、一般会計から流域下水道事業費特別会計へ繰り出した上で、当該特別会計から支出できるよう平成22年度当初予算案に計上しました。</p> <p>管理費の県職員人件費については、流域下水道と公共下水道の利用者負担の公平性を図るためになど、関連市町村に適正に負担していただけるよう求めていきます。</p> <p>千曲川流域下水道上流処理区及び犀川安曇野流域下水道について、供用開始当初の単年度赤字を、県の一般会計から補填していた累積赤字額が解消したので、適正な単価に改定し平成22年度から適用するため、平成22年2月定例会に単価改定の議案を提出しています。</p>	生活排水課
商工労働部	<p>1 県外事務所の経理事務の本庁執行</p> <p>平成19年度までは名古屋事務所、大阪事務所の経理事務は本庁で処理されていました。両所の支出はほとんどが事務所の管理費用や消耗品であり、即応性は求められていません。また、少ない職員で出納事務を行うことは効率的ではなく、本来の業務である企業誘致や観光PRに専念するためには、本庁で経理事務を行うことが効率的であり、チェック機能の面からも好ましいと思われます。</p> <p>2 県営産業団地の分譲促進</p> <p>県営産業団地は、平成20年度中に新規に分譲できたのは1区画のみで、平成21年3月末現在で長野県土地開発公社が管理している未分譲地は2団地18区画、28.4haに上っています。今後も金利や管理費用が加算されることや、地価下落の可能性から、県が負担することとなっている減損額の増加が懸念されます。また、未分譲地を保有するための資金の一部として土地開発基金から無利子で長野県土地開発公社へ貸付がされています。</p> <p>未分譲地の販売には、誘致体制の強化、優遇制度の拡充、分譲成約報酬制度などの施策を講じ、従来から促進に努め</p>	<p>現在、単独現地機関の会計事務の見直しが進められており、平成22年度からは松本地域の一部の現地機関において会計事務の集約化が先行実施され、その後、実施状況を踏まえて、県外事務所を含む全庁的実施について検討が進められる予定です。</p> <p>御指摘の件につきましては、この見直しと併せて検討してまいります。</p>	<p>産業振興課 名古屋事務所 大阪事務所</p>

	<p>ているところですが、今後も一層の努力をして、早期に未分譲地の解消を図ってください。</p>	<p>含めた県内立地の優位性を積極的にアピールするなど効果的な誘致活動を展開しながら、早期分譲に努めてまいります。</p>	
	<p>3 受託事業で取得した機器の備品の管理</p> <p>知的クラスター事業で取得した機器の所有権は国にあり、県は無償で貸与を受ける形になっています。管理状況を毎年国へ報告する必要がありますが、県が保管、管理、使用している実状から見て、国に所有権があるとするのは現実的ではありません。</p> <p>独立行政法人科学技術振興機構の事業の場合、取得した機器は県の所有になっています。この事例のように受託事業終了とともに県へ所有権を移すことにするか、一定期間後に所有権を移転することとし、県において備品として管理することが現実的でありますので、国へ要望してください。</p>	<p>これまで、国の委託により実施される知的クラスター創成事業等の研究開発事業で購入する備品の所有権は、国が提示する契約書に基づき、委託者である国に帰属するとされてきました。</p> <p>ご指摘の文部科学省知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）で購入した備品の所有権も、国と(財)長野県テクノ財團の委託契約及びテクノ財團と当センターとの再委託契約により、毎年、額の確定後に国（文部科学省）に移転することとなっており、その所有権は、国に帰属しています。</p> <p>これらの備品の所有権については、毎年の事業実施に係るヒアリングや年度報告等の機会を通じて、実状に合わせ県が備品の所有者とするよう県テクノ財團を通じて文部科学省へ伝えており、今後も、様々な機会を捉えて、引き続き文部科学省へ伝えてまいります。</p> <p>なお、平成22年度事業からは、事業形態がこれまでの委託事業から補助事業へと見直されたため、備品の所有者は実際の事業実施者となりますので、今回ののような事案は、生じない予定です。</p>	<p>工業技術総合センター ものづくり振興課</p>
	<p>4 人手不足分野の民間活用委託訓練の充実</p> <p>技術専門校においては、民間活用委託訓練ではITビジネス、OA実務、介護福祉など実施していますが、現在、老人福祉施設等における介護福祉士など、人手不足となっている分野の民間活用委託訓練をより一層充実させてください。</p>	<p>人手不足など雇用吸収の見込まれる介護福祉分野を中心に、民間活用委託訓練の平成21年度の訓練から、コース数・定員を大幅に拡充したところです。また、介護福祉士養成科については平成21年度より新設し、訓練を実施しているところです。</p>	人材育成課
	<p>5 就業困難者への職業紹介</p> <p>地方事務所商工観光（建築）課では、平成16年度から職業安定法に基づき、就業困難者（障害者、母子家庭の母、中国帰国人）を対象とした職業紹介を行っていますが、実際就職に結びついたのは、平成20年度までの5年間で332件、年平均66.4件とあまり多くないのが現状です。</p> <p>経済情勢の厳しいこともあり、平成20年度は35件（対前年度△43件）と大きく減少していますが、今後も職業紹介に一層努めてください。</p>	<p>雇用情勢の厳しい中で、就業困難者（障害者、母子家庭の母等、中国帰国人）の雇用を確保するため、企業訪問による求人開拓を積極的に行うとともに、障害者就業・生活支援センター・保健福祉事務所福祉課との連携の強化を図り、求職者に対するきめ細やかな相談支援、職業紹介に努めてまいります。</p>	労働雇用課
農政部	<p>1 農業大学校小諸キャンパスの有効活用</p> <p>農業大学校の農学部は平成22年4月からは松代キャンパスへ集約されます。小諸キャンパスに置かれている研修部は学校教育法に基づく専修学校ではありませんが、就農意欲の高いIターン者の農業の担い手養成機関として役割が大きいので、ほ場等の学校施設を有効に活用してください。</p>	<p>小諸キャンパスに存置する研修部においては、農業に初めて取り組む者、農家子弟、農業法人への就業を目指す者等に対し、それぞれのニーズに沿った研修メニューを提供するとともに、小諸キャンパスの農地、施設及び機械を活用し、地域とも連携しながら実践的な研修を行っていきます。</p>	農業技術課
	<p>2 長野県埋設農薬処理対策協議会会計の廃止</p> <p>この協議会は県下各地にあった埋設農薬の適正処分のために作られたのですが、平成20年度末現在、残る未処理埋設地は上田市のみとなっています。上田市の埋設場所は厳密な特定が困難であり、試掘もできない場所であるため、</p>	<p>埋設農薬処理対策事業は、平成20年度事業（繰越）で富士見町・上田市を実施し、富士見町は掘削し無害化処理を行ったものの、上田市は埋設場所が特定でき</p>	

	<p>処理見通しが立っていません。このため平成21年度を持って協議会会計は精算し廃止することを検討してください。</p> <p>ず、今後も特定が困難と判断し、協議会総会において一旦事業を終了することとしました。</p> <p>今後は、富士見町分については、「埋設農薬調査・掘削等マニュアル」(平成20年1月17日環境省作成)に基づき、周辺環境監視調査を1年間実施する必要があることから、次年度調査を実施します。</p> <p>また、上田市については、埋設場所特定のため実施したボーリング調査の影響を監視するため、次年度に周辺環境監視調査を実施します。</p> <p>これらの調査終了後、異常が認められなければ、次年度協議会会計を精算し、協議会を解散します。</p>		
3 飯伊木曾区域畜産基地建設事業費の償還	<p>飯伊木曾区域畜産基地建設事業費の県の償還金残高が約20億円あります。この事業の農家負担分は以前から繰上償還が認められており、平成21年度からは市町村負担分についても繰上償還が認められる見込みです。県分についても繰上償還を認めるよう引き続き国へ要請してください。</p>	平成22年2月3日付け21園畜第1041号農政部長通知により、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター所長あてに以下の内容で要請しました。 1 飯伊木曾区域畜産基地建設事業費償還金の県負担額について一時支払を認めること。	園芸畜産課
4 換地業務委託	<p>換地業務の委託は長野県土地改良事業団体連合会への一者随意契約で契約締結されています。今後換地業務が予定されているのは2地区225haで、将来的には業務の減少が見込まれます。換地業務は複数の換地士の在籍が必要であり、民間には換地士が少なく、他に受託業者を選定しにくい事情もあります。業務の将来性を考えると民間からの参入も見込めないことから、業務委託の設計積算にあたっては積算単価等の調査を十分に行って実施してください。</p>	<p>換地を伴う整備事業は、縮小傾向にある中で、現在、換地業務を受注できるのは、複数の換地士が配置されている長野県土地改良事業団体連合会のみとなっています。</p> <p>換地業務に係る設計積算は、農林水産省が定める歩掛や市場調査等に基づいた県公共工事設計単価等により行っているところですが、今後も適正な執行に努めてまいります。</p>	農地整備課
5 農業改良資金の貸付金償還業務委託	<p>農業改良資金の貸付は平成21年度以降転貸を原則とする貸付方法に変更され、このことは新たな滞納発生を防ぐ有効な手段として評価します。これにより滞納整理等の債権管理業務は逐次減少していくと思われます。この貸付金に係る償還業務218件を社団法人全国農業改良普及支援協会へ180万円で業務委託していますが、この程度の件数の償還業務であれば手計算でも充分できる範囲と考えますので、この業務委託のあり方について検討してください。</p>	<p>委託している債権管理業務は、滞納整理ではないため、転貸方式の導入によって減少するものではありません。</p> <p>また、定額で委託しているものではなく、貸付残高に応じて増減するものです。</p> <p>しかし、最近の貸付の減少傾向がこれからも続くとすれば、将来的には件数がさらに減少していくことも考えられますので、組織体制を含めた長期的課題と認識しております。</p>	農村振興課
農政部	<p>1 市町村等からの負担金・分担金にかかる事務費</p> <p>市町村等からの負担金・分担金について、工事費については事業計画段階から十分に説明されており、工事の変更、入札差金、精算についても特段問題はないと考えます。しかし、事務費についてはどのような費用に充てたのか市町村からも説明を求められなかった事情はありますが、説明することが望ましいと考えますので検討してください。</p>	<p>県営土地改良事業は、市町村等からの申請により事業を実施しており、事業計画段階から事務費の総額や負担割合等を定め、事業計画書に明記しているところです。</p> <p>更に詳細な事務費の内訳については、市町村等からの求めに応じ説明しています。</p>	農地整備課
林務部		<p>事務費について、該当市町村等に了解を得るため、事業実施前に路線別計画事務費の総額を示し、事業完了後には路線別実績事務費の総額を示すこととします。</p> <p>照会があった場合は、事務費の内訳を速やかに説明する旨を、あらかじめ市町</p>	信州の木振興課

		村に周知します。	
建設部		今年度から、事業の実施と負担金の徵収に関する市町村の承諾を得る際に、事前に工事費の額とその主な内訳のほか、事務費の額と事務費に含まれる人件費の割合を該当市町村に通知することとした。 また、事務費の詳細な内訳の説明を求められた場合は、事業全体の予算額に基づいて按分し算出した資料を提供しています。	建設政策課
農政部	2 国直轄事業負担金にかかる事務費 国直轄事業負担金（農政部16億余円、林務部4億余円、建設部235億余円）の内訳については、平成20年度は事務費についても国から詳細な説明がありました。この変化は県として評価すべきものです。 事務費の内訳については、国家公務員共済組合負担金や職員の退職手当が算入されている点で、今後見直しを検討する必要があると考えますので、この負担金のあり方を検討する際には留意してください。	国の動向などを踏まえ対応していきます。	農地整備課
林務部		平成21年度の国直轄事業負担金（民有林直轄治山事業負担金）の対象範囲が見直され、退職手当及び営繕宿舎費が負担金の対象範囲から除外されることとなった。 また、平成22年度からは、国直轄事業負担金（民有林直轄治山事業負担金）の業務取扱費の負担が廃止されることになり、併せて公共事業に係る補助事業の事務費補助も廃止されることになった。	森林づくり推進課
建設部		国直轄事業負担金の対象範囲が見直され、国直轄事業負担金の事務費（業務取扱費）のうち、平成21年度は、退職手当及び営繕宿舎費が負担金の対象範囲から除外されることになりました。 さらに、平成22年度からは国直轄事業負担金の事務費の負担が廃止されることになりました。 なお、併せて公共事業に係る補助事業の事務費補助も廃止されることになりました。	建設政策課
建設部	1 未契約縁越の縮減 道路建設及び管理に係る未契約縁越はゼロを目指していますが、建設及び管理に係る未契約縁越は緊急経済対策分を除き18億円ありました。未契約縁越の縮減に向けて引き続き努力してください。	引き続き、計画的な事業実施に努め、事業の早期完了を図るとともに、あらかじめ債務負担行為を行うなど、会計制度の有効な活用を図り、未契約縁越の縮減について努力します。	道路管理課
	2 鉄道整備事業費負担金の内容 北陸新幹線鉄道整備事業費負担金（30億余円）の内訳については、事業主体である鉄道運輸施設整備支援機構のホームページ及び事務費の内訳書により確認されていますが、機構職員の法定福利費や退職手当が算入されている点で、今後見直しを検討する必要があると考えますので、この負担金のあり方を検討する際には留意してください。	引き続き、計画的な事業実施に努め、事業の早期完了を図るとともに、あらかじめ債務負担行為を行うなど、適切な会計手続きにより、未契約縁越の縮減に努めます。	道路建設課
		新幹線建設は、国が事業主体となる直轄事業と異なり独立行政法人である鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が、全国新幹線鉄道整備法に基づき事業を行うものです。 機構は、新幹線建設の財源として国費と地方負担金を事業収入として受け入れ、直接的な工事費のほか、新幹線建設に従事する機構職員の法定福利費や退職手当を含む人件費などの経費として支出することとなります。 今回ご意見をいただいた事項について、	道路建設課

		現行制度の下では問題があるとは考えておりませんが、今後とも機構への負担金については、その詳細な内容について十分確認してまいります。	
	3 松本平広域公園償還金の金利負担の縮減 独立行政法人環境再生保全機構に松本平広域公園償還金としては平成20年度16億6千万余円支出していますが、償還金残高が126億余円あります。このうち46億5千万余円は年6%と高い金利のものです。金利負担の縮減のため、繰上償還が認められるよう引き続き要請するなど支出軽減策を検討してください。	当公園は、松本空港周辺の騒音防止のための緩衝緑地としての目的も有することから、整備については、通常の国庫補助事業の他、その費用を長期にわたり償還できる仕組みを持つ、当時の公害防止事業団の共同福利施設建設事業を導入しました。 事業団との契約は、2期に分けて行われ、平成3年に設定しました第1期分については、利率年6%で償還期間が平成27年度まで、平成8年に設定しました第2期分については利率年3.15%で償還期間は平成32年度までとなっています。それぞれの利率については、契約年度の国の資金の調達レートや長期プライムレートを参考に設定されています。当時の公害防止事業団から債権を引き継いだ独立行政法人環境再生保全機構に利息の縮減について申し入れを行っていますが、当機構には利息相当の補償金を免除した繰り上げ償還する制度がないため、実現にいたっていません。 しかしながら、先の決算特別委員会においても、委員長から、金利負担の縮減が報告されており、引き続き環境再生保全機構に要請してまいります。	都市計画課
	4 県営住宅団地の修繕工事の早期発注 県営住宅団地の修繕工事について発注時期が遅く冬期施工となっている事例が多く見られました。担当技術職員が少ないことも一因ですが、下水道工事等については工事予算が付いた年度になって本庁で設計を進めるため、設計図書が現地機関に渡されるのが例年秋以降となることにその原因があります。前年度設計を基本とするなど早期発注が可能となるように検討してください。	平成23年度に予定している下水道工事については、平成22年度設計により工事の早期発注が可能となるよう、予算要望をしております。 また、その他の修繕工事についても、年間を通じて平準化した発注が可能となるよう検討してまいります。	住宅課
教育委員会	1 産業教育施設整備の充実 教育用ロボットを昭和61年に購入したものの、数年間使用されだけで、その後使われないまま10年以上も保管されている事例がありましたので、陳腐化した機器は廃棄処分を行うなどしてください。 なお、こうした先端的な機器は技術進歩が早いので、リースで導入するか、民間企業に依頼して最新の機械で実習させていただくことが適切と考えます。 また、平成20年10月の長野県産業教育審議会答申でも、「新たな整備システム」の検討を求めています。 最先端の施設・設備を活用する技術を身につけるための教育環境整備を図るため、新たな方法を検討してください。	使用不可の設備については、処分するなど適正な管理に努めるよう産業教育該当高校へ通知します。 リース方式による機器の更新の導入については、平成20年度から実施しているところですが、技術進歩の早い先進的な機器についてもリース方式の導入を検討していきます。 また、生徒が企業へ出向き就業体験を行う「すぐ出せ修行」(インターンシップ)の参加生徒数の拡大を図るとともに、企業との連携を図り、地域のニーズに応じた実践的教育方法の研究開発を目的とするデュアルシステムについても、実施校を増やす等、最新の機械による実習の充実を図ります。 また、企業から設備を提供いただく等、様々な手立てにより設備の充実に努めます。	高校教育課